



フリーランス保護新法とは？ ～新法の概要とその対応について～

1 はじめに

近年、働き方の多様化が進展し、フリーランスという働き方が普及しましたが、既存の法律で保護されることのなかったフリーランスを保護すべく、①フリーランスとの取引の適正化と、②その就業環境の整備を目的として2024年11月1日からフリーランス保護新法が施行されました。

個人・法人を問わず、1名で業務を行っている相手方（フリーランス）に対して、何らかの業務を委託する場合には、幅広く新法による規制が適用されます。クラウドソーシングサービスや多様な働き方改革の推進等により、ほとんどの企業においてフリーランス保護新法への対応が必要になると想定されますので、この法律の概要と注意点について解説します。

2 フリーランス保護新法はどのような取引に適用される？

(1) 対象となるフリーランス

新法は、事業の形態が個人か法人かを問わず、実質として1名で業務を受託している相手方（フリーランス）との取引において適用されることとなります。

そのため、業務委託の相手方の名義が「株式会社〇〇」等であったとしても、実質その会社が1名のみで運営されているような場合は「特定受託事業者」として適用がなされる可能性がある点にご注意ください。

(2) 対象となる発注者

新法が適用される発注者は、発注者が個人か法人かを問わず、事業者である場合は、幅広くこの法が適用されます。そのため、例えば私的な目的での発注・製作依頼を除き、個人事業主が事業で利用するために自身のイラストやスタンプ製作を依頼する場合にはこの法が適用されることとなります。

(3) 対象となる業務委託

新法の適用対象となる業務委託は、事業者がその事業のために、「他の事業者による物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること」、「他の事業者による役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）」です。

つまり、業務委託の内容には、物の製造、加工、情報成果物の作成、役務提供まで幅広く含まれており、特にその内容には制限がありません。そのため、業務内容や業種に関わらず、広い範囲の業務委託が法の適用対象となります。

3 フリーランスからの相談内容

以降は会員専用ページにて公開しております。

●相談内容は、最も多いのが「報酬の支払い」で30.6%、次いで多いのが「契約条件の明示」の相談で15.3%となっている。

ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより

アクセスをお願いします。

[ご入会はこちらから](#)

(入力は数分で終わります)

[会員の方ははこちらから](#)